

コ セ モ
戸 籍 にシ メ イ
氏 名 の フ リ ガ ナ が 記 載 さ れ ま す

これまで戸籍には氏名のフリガナは記載されていませんでしたが、令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、新たに氏名のフリガナが戸籍の記載事項に追加されました。

氏名のフリガナが戸籍で公的に証明されることで、マイナンバーカードとの連携など、行政サービスのデジタル化を進める基盤整備につながります。

問合せ 市民課(☎54・7373)

HP 118255

フリガナ記載までの流れ

1.フリガナの確認通知

令和7年5月26日以降、全国の市区町村から、その市区町村に本籍がある方(戸籍の筆頭者)宛てに、戸籍に記載する氏名のフリガナを確認する通知(ハガキ)が順次発送されます。豊橋市に本籍がある方へは、7月末から8月にかけて、豊橋市役所から通知が発送されます。

2.確認と届出

通知に記載されたフリガナを確認してください。フリガナに誤りがあれば、令和8年5月25日までに市区町村へ届出をしてください。フリガナに誤りがなければ、届出は不要です。

3.戸籍への記載開始

届出後、順次戸籍に氏名のフリガナが記載されます。届出をしない場合は、令和8年5月26日から順次、通知に記載されていたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

法務省
コールセンター

制度に関することは

0570-05-0310

聞きたいこと
があれば
電話してね戸籍制度マスコットキャラクター
コセキツネ

届出に手数料や罰則はありません。詐欺にご注意ください。



フリガナ確認の通知ハガキが届いたら 手続きフローチャート



記載された氏や名のフリガナは正しいですか？

いいえ

はい

正しいフリガナを届出してください(令和8年5月25日まで)
※届出できる方についてはハガキを参照してください

窓口

本籍地に限らず、全国の市区町村窓口で手続きができます。
通知ハガキの発送時期(7・8月)は窓口が混雑するため、発送時期を避けての届出をおすすめします。

マイナポータル

マイナンバーカードとスマートフォンを利用して都合の良い時間・場所で手続きができます。



マイナポータル
ログイン

郵送

市町村の窓口やホームページで届出用紙を受け取り、郵送で提出できます。



届出用紙

届出不要です

順次、戸籍にフリガナが記載されます

令和8年5月26日以降、順次戸籍にフリガナが記載されます